

## ●香川県監査委員公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年7月17日

香川県監査委員	三 谷 和 夫
同	大 西 均
同	高 田 良 徳
同	新 田 耕 造

1 監査対象部局 商工労働部

2 監査対象年度 令和元年度

3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
高等技術学校	令和2年4月15日
計量検定所	令和2年4月24日
経営支援課	令和2年5月26日
産業政策課	令和2年5月27日
企業立地推進課	//
労働政策課	//
大阪事務所	令和2年6月29日
産業技術センター	//

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 支出について

超過勤務手当について、入力誤りによる誤支給があった。（企業立地推進課）

(3) 検討指示事項

ア 財産について

借入れた駐車場の敷金について、債権としての管理を検討する必要がある。（労働政策課）